

## 岐阜労働局からのお知らせ

岐阜地方最低賃金審議会では、令和8年3月19日の審議会において、労働者側委員から下記の業種について特定最低賃金の新設にかかる意向表明がされました。

総合スーパーマーケット  
ドラッグストア  
ホームセンター  
食料品スーパーマーケット  
電気機械器具小売業（中古品を除く）

今後、6月下旬を目途に新設の申出書が提出され、その後、特定最低賃金の必要性について、審議会での審議を経て、8月下旬を目途に岐阜労働局長あてに必要性の答申が出される予定です。

- ※ 特定最低賃金とは、産業又は業種ごとに適用され、岐阜県最低賃金より高い額で決定されるものです。決定されると当該業種の使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないとされています（最賃法4条）。
- ※ このことに伴い、賃金統計調査（抽出調査）に御協力願います。

お問い合わせ先  
岐阜労働局 賃金室  
電話 058-245-8104  
岐阜市金竜町5-13

